



# 群馬労働局の取組 トピックス

(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう)  
(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう)  
発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

## ① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されています。

この法律において、企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することとなっており、**常時雇用する労働者が101人以上**の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが**義務**とされています。（100人以下の企業は努力義務）

### 行動計画に書くべきことは？

企業は、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、行動計画に**①計画期間 ②目標 ③目標を達成するための対策の内容と実施時期**を定めます。

### 行動計画を策定したら…

#### (1) 行動計画を公表し、労働者への周知を図りましょう

●**労働者への周知** 事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、労働者への配布、電子メールでの送付、イントラネット（企業内ネットワーク）への掲載などがあります。

●**一般への公表** 行動計画を策定したら、策定の日から**おおむね3か月以内**に、その計画を一般に公表するとともに労働者に周知しましょう。厚生労働省が運営する女性の活躍・両立支援総合サイト【両立支援のひろば】への掲載、自社ホームページへの掲載などがあります。

☆女性の活躍・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」とは厚生労働省が運営するウェブサイトで、一般事業主行動計画を公表する「一般事業主行動計画公表サイト」、自社の両立支援の取組状況をチェックし、その結果を踏まえ一般事業主行動計画を作成できる「両立診断サイト」、企業や労働者向けのお役立ち情報など、各種情報を検索・閲覧できます。ぜひご覧ください。



<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

#### (2) 行動計画を策定した旨を都道府県労働局雇用環境・均等室へ届け出ましょう

●行動計画を策定したら、策定の日から**おおむね3か月以内**に「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を郵送、持参、電子申請のいずれかにより、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に届け出てください。

#### (3) 行動計画を実施しましょう

●行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みましょう。

## ② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！

「女性活躍推進法」は、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定め、平成28年4月から全面施行されています。

この法律において、企業は、自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行い「一般事業主行動計画」を策定、社内周知、公表することとなっており、**常時雇用する労働者が101人以上**の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが**義務**とされています。（100人以下の企業は努力義務）

### 行動計画に書くべきことは？

(a) 計画期間、(b)数値目標※、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を盛り込むことが必要です。

※ 常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主

⇒ 「①女性労働者に関する職業生活に関する機会の提供」と「②職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備」の区分ごとに1項目以上（計2項目以上）を選択し、それぞれ関連する数値目標

常時雇用する労働者の数が101人以上300人以下の事業主

⇒ 1つ以上の数値目標

### 行動計画を策定したら…

(1)行動計画を公表し、労働者への周知を図りましょう

(2)行動計画を策定した旨の都道府県労働局雇用環境・均等室へ届出ましょう

(3)定期的に、数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価しましょう

### 女性の活躍に関する情報公表について

常時雇用する労働者数が301人以上の事業主

⇒ 「①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」の区分から男女の賃金の差異を含めた2項目以上、「②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」の区分から1項目以上を選択して、3項目以上を公表する必要があります。

常時雇用する労働者数300人以下の事業主

⇒ ①と②の全項目から1項目以上選択して公表してください。

「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください！

- ▶ 行動計画の外部への公表及び女性の活躍に関する情報公表の掲載先として、このデータベースを是非ご活用ください！
- ▶ 先行する他社の取組を検索、閲覧し、自社の行動計画を策定するヒントとすることもできます。

登録企業が増えています！

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



- ▶ 女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）も是非ご覧ください。

**女性活躍推進法特集ページ** <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/topics.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html)



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

